

那覇市公報

第 1 4 4 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 578
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 579
- 平成 18 年 (2006 年) 10 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示に
ついて (総務課) 579
- 平成 18 年 (2006 年) 10 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示に
ついて (総務課) 579
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 580
- 那覇市国際親善名誉市民の顕彰について (秘書広報課) 580
- 平成 18 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(国民健康保険課) 581

公 告

- 住民票の職権消除の公示について (市民課) 583

上下水道局規程

- 那覇市上下水道局人事評価規程 583

上下水道局告示

- 平成 1 8 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号) 585
- 平成 1 8 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) 586
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について 587

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 589

上下水道局公告

- 平成 1 8 年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の
変更の公表について…………… 589

教育委員会告示

- 那覇市文化財の指定について…………… 594

選挙管理委員会告示

- 平成 19 年度検察審査員候補者及び予定者を選定するくじを行う日時、場所
及びくじの方法について…………… 595
- 那覇市選挙人名簿の閲覧に関する事務執行規程…………… 596

正 誤

- 那覇市公報第 1436 号の正誤…………… 604

告 示

那覇市告示第 6 8 号

平成 1 8 年 1 0 月 4 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報
目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第 6 9 号

平成 1 8 年 1 0 月 1 0 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第 7 0 号

平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日

掲 示 済

平成 18 年 (2006 年) 10 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 18 年 (2006 年) 10 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

1 陳情の付託替え

那覇市内における路上禁煙条例の制定方について

2 陳情の委員会付託

(1) 那覇市「路上禁煙等の防止に関する条例」に対する要望について

(2) 那覇港湾内油処理施設について

那覇市告示第 7 1 号

平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日

掲 示 済

平成 18 年 (2006 年) 10 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 18 年 (2006 年) 10 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

北朝鮮の地下核実験強行に対する抗議決議

那覇市告示第 7 6 号

平成 1 8 年 1 0 月 1 7 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第 8 2 号

平成 1 8 年 1 1 月 1 日

那覇市国際親善名誉市民の顕彰について

那覇市名誉市民条例第 8 条に基づき、次の者を那覇市国際親善名誉市民として顕彰したので、ここに同条例第 4 条の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

登録番号 9 号

氏 名	ムフィ・ハイネマン
生 年 月 日	1954 年 7 月 16 日
現 住 所	アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市

[事 績] ホノルル市長として那覇・ホノルル両市の友好親善交流の促進に尽力した。

那覇市告示第 8 3 号

平成 1 8 年 1 1 月 1 日

平成 18 年 (2006 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 18 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 18 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 18 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,804,941 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 35,270,494 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 9,469,600	千円 13,908	千円 9,455,692
	1 国民健康保険税	9,469,600	13,908	9,455,692
2 国庫支出金		13,277,934	215,373	13,062,561
	1 国庫負担金	8,394,415	200,899	8,193,516
	2 国庫補助金	4,883,519	14,474	4,869,045
4 療養給付費等交付金		4,394,427	59,447	4,453,874
	1 療養給付費等交付金	4,394,427	59,447	4,453,874
5 県支出金		1,840,801	186,438	1,654,363
	1 県補助金	1,684,014	199,075	1,484,939
	2 県負担金	156,787	12,637	169,424
6 共同事業交付金		548,017	2,001,635	2,549,652
	1 共同事業交付金	548,017	2,001,635	2,549,652

9 繰越金		2	159,578	159,580
	1 繰越金	2	159,578	159,580
歳 入 合 計		33,465,553	1,804,941	35,270,494

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 652,915	千円 0	千円 652,915
	4 収納率向上特別 対策事業費	37,540	0	37,540
	5 医療費適正化特 別対策事業費	29,717	0	29,717
2 保険給付費		20,782,495	0	20,782,495
	1 療養諸費	18,052,844	0	18,052,844
3 老人保健拠 出金		8,638,434	600,992	8,037,442
	1 老人保健拠出金	8,638,434	600,992	8,037,442
4 介護納付金		1,980,466	5,432	1,975,034
	1 介護納付金	1,980,466	5,432	1,975,034
5 共同事業拠 出金		629,395	2,140,467	2,769,862
	1 共同事業拠出金	629,395	2,140,467	2,769,862
7 基金積立金		257	238,003	238,260
	1 基金積立金	257	238,003	238,260
8 諸支出金		31,352	32,895	64,247
	1 償還金及び還付 加算金	31,351	32,895	64,246
10 予備費		623,475	0	623,475
	1 予備費	623,475	0	623,475
歳 出 合 計		33,465,553	1,804,941	35,270,494

公 告

那覇市公告第 8 7 号

平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

（別紙省略）

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 9 号

平成 1 8 年 9 月 2 7 日

公 布 済

那覇市上下水道局人事評価規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

那覇市上下水道局人事評価規程

那覇市上下水道局人事評価規程（平成16年那覇市水道局規程第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第 1 項の規定に基づき、那覇市上下水道局企業職員（以下「職員」という。）の人事評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 人事評価は、職員の日常の勤務状況を適正に記録し、及び評価することにより、職員の育成及び人事行政に関する基礎資料を作成することを目的とする。

(基本原則)

第3条 人事評価は、職員の勤務の種類並びに複雑、困難及び責任の度合いに応じ、当該職員の勤務実績及び職務遂行能力を公正かつ的確に記録し、及び評価するものでなければならない。

(種類等)

第4条 人事評価の種類は、定期評価、条件附採用期間評価及び特別評価とする。

2 人事評価の評価基準日及び評価期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 定期評価 評価基準日は毎年1月1日とし、評価期間は当該日の属する年度1年とする。

(2) 条件附採用期間評価 評価基準日は条件附採用開始の日から5月を経過する日とし、評価期間は条件附採用開始の日から5月とする。

(3) 特別評価 評価基準日及び評価期間は、上下水道事業管理者(以下「管理」という。)が別に定める。

(評価者及び被評価者)

第5条 評価者は、第一次評価者及び第二次評価者(部長にあっては第一次評価者)とし、被評価者の職位に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、別に評価者を指定することができる。

被 評 価 者	第一次評価者	第二次評価者
主事級及び主任級	係 長	課 長
係長級	課 長	副部長
課長級	副部長	部長
副部長	部長	管理者
部長	管理者	

(評価者の責務)

第6条 評価者は、常に被評価者を観察し、その能力及び意欲を向上させるよう指導及び育成しなければならない。

2 第一次評価者は、前項の規定による観察、指導及び育成の結果を随時に記録しなければならない。

(人事評価推進協議会)

第7条 人事評価に関し必要な事項を協議するため、人事評価推進協議会を置く。

(開示)

第8条 人事評価の結果は、管理者が人事管理上の支障がないと認めた範囲において、被評価者の申し出に基づき開示することができる。

(苦情の申立て等)

第9条 人事評価に関する苦情の申立て及び相談(以下「苦情の申立て等」という。)に対応するため、苦情の申立て等を受ける職員を総務課に置く。

2 被評価者は、苦情の申立て等をしたことをもって不利益な取扱いを受けない。

(活用)

第10条 人事評価は、職員の育成、研修又は配置換えに関する人事行政の基礎資料

として活用する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の那覇市上下水道局人事評価規程は、平成18年4月1日から適用する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第18号

平成18年9月28日

掲 示 済

平成18年(2006年)9月那覇市議会定例会で議決された平成18年度那覇市水道事業会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成18年度那覇市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成18年度那覇市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成18年度那覇市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条中、収入第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、第1項に企業債を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	資本的収入	644,903 千円	37,400 千円	682,303 千円
第1項	企業債	0 千円	37,400 千円	37,400 千円
		支 出		
第1款	資本的支出	2,772,069 千円	37,400 千円	2,809,469 千円
第2項	企業債償還金	514,694 千円	37,400 千円	552,094 千円

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次の1件を加える。

事 項	期 間	限度額
水道料金等コンビニ収納代行業務委託	平成18年度から平成21年度まで	36,578千円

那覇市上下水道局告示第19号

平成18年9月28日

掲 示 済

平成18年(2006年)9月那覇市議会定例会で議決された平成18年度那覇市下水道事業会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成18年度那覇市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成18年度那覇市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成18年度那覇市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「607,455千円」を「648,125千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「43,564千円」を「45,500千円」に、過年度分損益勘定留保資金「281,997千円」を「337,595千円」に、当年度分損益勘定留保資金「281,894千円」を「265,030千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	資本的収入	2,629,730千円	72,100千円	2,701,830千円
第1項	企業債	841,200千円	72,100千円	913,300千円
		支 出		
第1款	資本的支出	3,237,185千円	112,770千円	3,349,955千円
第1項	建設改良費	2,133,229千円	40,670千円	2,173,899千円
第2項	企業債償還金	1,086,756千円	72,100千円	1,158,856千円

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次の1件を加える。

事 項	期 間	限 度 額
し尿等下水道放流施設建設事業	平成 19 年度	162,993 千円

第 4 条 予算第 6 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に次の 1 件を加える。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
下水道高金利対策借換債	72,100	証書借入	年 5.00% 以内	償還期間は、5 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

那覇市上下水道局告示第 2 0 号

平成 1 8 年 1 0 月 3 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
3 3 6	有限会社コウケン設備	豊見城市 字高嶺 299 番地の 3	高良 昌義	平成 18 年 4 月 13 日
3 3 7	有限会社丸親建設	那覇市 鏡原町 25 番 9 号	新垣 親英	平成 18 年 4 月 13 日
3 3 8	株式会社沖永開発	浦添市 牧港 1 丁目 62 番 9 号	安里 邦夫	平成 18 年 4 月 21 日

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
3 3 9	有限会社山一開発	那覇市 首里鳥堀町 4 丁目 23 番地	山田 善一	平成 18 年 4 月 27 日
3 4 0	有限会社協建	宜野湾市 普天間 1 丁目 30 番 3 号	當眞 榮一	平成 18 年 5 月 16 日
3 4 1	株式会社新協建設	那覇市 首里石嶺町 2 丁目 142 番地 2	小波津 正一	平成 18 年 6 月 5 日
3 4 2	砂川設備工業	那覇市 東町 26 番 17 号 4F	砂川 幸山	平成 18 年 6 月 26 日
3 4 3	有限会社環衛開発	那覇市 壺川 1 丁目 1 番地 15 号	安里 寛栄	平成 18 年 7 月 4 日
3 4 4	花城工務店	沖縄市 安慶田 3 丁目 9 番 19 号	花城 亘子	平成 18 年 7 月 24 日
3 4 5	システム企画有限会社	西原町 字小波津 503 番地の 3	宮良 高嗣	平成 18 年 7 月 27 日
3 4 6	株式会社米正建設	那覇市 字仲井真 394 番地の 19	米盛 正幸	平成 18 年 8 月 3 日
3 4 7	有限会社アケン	豊見城市 字我那覇 141 番地 1	安谷屋 憲	平成 18 年 8 月 8 日
3 4 8	株式会社輝水	南城市 大里字稲嶺 1876 番地 1	新垣 直輝	平成 18 年 8 月 21 日
3 4 9	有限会社喜名興業	うるま市 字安慶名 402 番地	喜納 健	平成 18 年 9 月 22 日

那覇市上下水道局告示第 2 1 号

平成 1 8 年 1 0 月 1 9 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

指定(登録)番号	第 2 3 5 号
指定工事店名	當銘水道工事社
営業所所在地	宜野湾市野嵩 1 丁目 1 4 番 8 号
代表者名	當銘 直史
指定の有効期間	平成 1 4 年 4 月 1 日 平成 2 2 年 3 月 3 1 日
異動年月日	平成 1 8 年 1 0 月 1 1 日
異動事由	代表者の変更

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第 6 号

平成 1 8 年 1 0 月 4 日

掲 示 済

平成 1 8 年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の変更の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 1 2 年法律第 1 2 7 号)第 7 条及び同法施行令(平成 1 3 年政令 3 4 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、「平成 1 8 年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の変更の公表リスト」を公表する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

第 1 表

平成 1 8 年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の変更の公表リスト

(2006年10月1日現在)

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
1	E00100 新庁舎建設工事に伴うサイン 工事	新都心	90日	建築等	看板・案内板 ほか10箇所	指名競争	第三四半期	新規発注
2	G10100 平成18年度公共下水道処理 査業務委託 (その1)	市内 一円	140日	業務委託	カメラ調査業務	指名競争	第二四半期	期間の変更
3	G10200 平成18年度公共下水道処理 査業務委託 (その2)	市内 一円	139日	業務委託	カメラ調査業務	指名競争	第二四半期	期間の変更
4	G10300 泊地内管更生公共下水道設計 業務委託	泊地内	120日	業務委託	管更生、実施設 計	指名競争	第三四半期	入札時期の 変更
5	G10400 前島地内管更生公共下水道設 計業務委託	前島 地内	184日	業務委託	管更生、実施設 計	指名競争	第二四半期	期間の変更
6	G10500 久茂地内管更生公共下水道 設計業務委託	久茂地 地内	120日	業務委託	管更生、実施設 計	指名競争	第三四半期	入札時期の 変更
7	G10600 真嘉比地内公共下水道設計業 務委託	真嘉比 地内	204日	業務委託	汚水、実施設計	指名競争	第二四半期	期間の変更
8	G10700 繁多川地内公共下水道設計業 務委託	繁多川 地内	186日	業務委託	汚水、実施設計	指名競争	第一四半期	期間の変更
9	G10800 首里石嶺地内公共下水道設計 業務委託	首里石 嶺地内	205日	業務委託	汚水、実施設計	指名競争	第二四半期	期間、入札 時期の変更
10	G10900 離名地内公共下水道設計業務 委託	離名 地内	189日	業務委託	汚水、実施設計	指名競争	第二四半期	期間、入札 時期の変更
11	G11000 安里地内公共下水道設計業務 委託	安里 地内	205日	業務委託	雨水、基本設計	指名競争	第二四半期	期間の変更
12	G11100 牧志地内公共下水道設計業務 委託	牧志 地内	203日	業務委託	雨水、基本設計	指名競争	第二四半期	期間、入札 時期の変更
13	G11200 国場地内公共下水道設計業務 委託	国場 地内	189日	業務委託	雨水、実施設計	指名競争	第二四半期	期間の変更
14	G11300 末吉地内公共下水道設計業務 委託	末吉 地内	189日	業務委託	雨水、実施設計	指名競争	第二四半期	期間の変更
15	G11400 宇栄原地内公共下水道設計業 務委託	宇栄原 地内	189日	業務委託	雨水、基本設計	指名競争	第二四半期	委託名、期 間の変更
16	G11500 水産汚水中継ポンプ増築・ 改築詳細設計業務委託	水産 地内	219日	業務委託	汚水中継ポン プ、実施設計	指名競争	第一四半期	期間の変更
17	G11600 微気調査業務委託 (その1)	市内 一円	179日	業務委託	不気味調査	指名競争	第一四半期	期間の変更
18	G11700 微気調査業務委託 (その2)	市内 一円	194日	業務委託	不気味調査	指名競争	第一四半期	期間の変更

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
19	G11800 磁気探査業務委託 (その3)	市内 一円	204日	業務委託	不腐腐調査	指名競争	第一四半期	期間の変更
20	G11900 磁気探査業務委託 (その4)	市内 一円	120日	業務委託	不腐腐調査	指名競争	第二四半期	期間の変更
21	G12000 磁気探査業務委託 (その5)	市内 一円	139日	業務委託	不腐腐調査	指名競争	第二四半期	期間の変更
22	G12100 磁気探査業務委託 (その6)	市内 一円	120日	業務委託	不腐腐調査	指名競争	第三四半期	期間の変更
23	G12200 下水道情報管理システム機能 追加業務委託	市内 一円	140日	業務委託	下水道情報管理 システム機能追加	随意契約	第三四半期	新規発注
24	G12300 汀良地内公共下水道設計業務 委託	汀良 地内	178日	業務委託	図水、実施設計	指名競争	第二四半期	新規発注
25	G12400 松川地内公共下水道設計業務 委託 (その2)	松川 地内	120日	業務委託	図水、基本設計	指名競争	第三四半期	新規発注
26	G12500 古波蔵地内公共下水道設計業務 委託	古波蔵 地内	120日	業務委託	図水、実施設計	指名競争	第三四半期	新規発注
27	G12600 松川地内公共下水道設計業務 委託 (その1)	松川 地内	120日	業務委託	図水、実施設計	指名競争	第三四半期	新規発注
28	G12700 島場地内公共下水道設計業務 委託	島場 地内	120日	業務委託	図水、基本設計	指名競争	第三四半期	新規発注
29	GK0100 1 工区松尾地内公共下水道管 更生工事	松尾 地内	192日	土木	HPφ250管更生工 L=287m	指名競争	第一四半期	工事名、場 所、工事概 要、及び入 札時期の変 更
30	GK0200 2 工区牧志地内公共下水道管 更生工事	牧志 地内	120日	土木	HPφ500管更生工 L=65m	制限付 一般 競争	第三四半期	入札及び製 約方法の変 更
31	GK0300 3 工区松山地内公共下水道管 更生工事	松山 地内	120日	土木	HPφ500管更生工 L=317m	制限付 一般 競争	第三四半期	入札及び製 約方法の変 更
32	GK0400 4 工区松山地内公共下水道管 布設替工事	松山 地内	161日	土木	VEφ200 L=1500	指名競争	第二四半期	工事名、期 間及び工 事概要の変 更
33	GK0500 5 工区仲井真地内公共下水道 工事	仲井真 地内	120日	土木	VEφ200 L=3100	指名競争	第三四半期	工事名、場 所、期間、 工事概要及 び入札時期 の変更
34	GK0600 6 工区藤名地内公共下水道工 事	藤名 地内	237日	土木	PC□2800×2800 L=43m	指名競争	第一四半期	期間及び工 事概要の変 更
35	GK0700 7 工区藤名地内公共下水道工 事	藤名 地内	169日	土木	RCPφ1000 L=320	指名競争	第一四半期	期間及び工 事概要の変 更
36	GK0800 8 工区安里地内公共下水道工 事	安里 地内	199日	土木	RCPφ800 L=1160	指名競争	第一四半期	期間及び工 事概要の変 更
37	GK0900 9 工区松川地内公共下水道工 事	松川 地内	194日	土木	PC□1400×1400 L=200.0m	指名競争	第一四半期	期間及び工 事概要の変 更

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
38 GK1000	1 0 工区小禄地内公共下水道 工事	小禄 地内	191日	土木	PC□3000×1250 L=40m	指名競争	第一四半期	期間及び工 事概要の変更
39 GK1100	1 1 工区松川地内公共下水道 工事	松川 地内	198日	土木	VFφ200 L=106m	指名競争	第一四半期	期間及び工 事概要の変更
40 GK1200	1 2 工区首里山川地内公共下 水道工事	首里山 川地内	219日	土木	VFφ200 L=517m	指名競争	第一四半期	期間及び工 事概要の変更
41 GK1300	1 3 工区真嘉比地内公共下 水道工事	真嘉比 地内	186日	土木	VFφ200 L=200.0m	指名競争	第一四半期	期間及び工 事概要の変更
42 GK1400	1 4 工区首里山川地内公共下 水道工事	首里山 川地内	184日	土木	VFφ200 L=250.0m	指名競争	第二四半期	工事名、場 所、期間 及び工事概 要の変更
43 GK1500	1 5 工区松島地内公共下水道 工事	松島・松 島地内	144日	土木	VFφ200 L=303m	指名競争	第二四半期	工事名、場 所、期間 及び工事概 要の変更
44 GK1600	1 6 工区小禄地内公共下水道 工事	小禄 地内	120日	土木	PC□3000×1250 L=40m	指名競争	第二四半期	工事名、場 所、期間 及び工事概 要の変更
45 GK1700	1 7 工区古波蔵地内公共下 水道工事	古波蔵 地内	133日	土木	PC□1500×1700 L=84m	指名競争	第二四半期	工事名、場 所、期間 及び工事概 要の変更
46 GK1800	1 8 工区宇栄原地内公共下 水道工事	宇栄原 地内	120日	土木	RCPφ800 L=100.0m	指名競争	第三四半期	工事名、場 所、工事概 要 及び入 札時期の変更
47 GK1900	1 9 工区曙地内公共下水道管 更生工事	曙地内	120日	土木	HPφ200管更生工 L=200m	指名競争	第三四半期	工事名、場 所、工事概 要 及び入 札時期の変更
48 GK2000	2 0 工区仲井真地内公共下 水道工事	仲井真 地内	190日	土木	VFφ200 L=250.0m	指名競争	第二四半期	取り止め
49 GK2100	2 1 工区繁多川地内公共下 水道工事	繁多川 地内	170日	土木	RCPφ900 L=60.0m	指名競争	第二四半期	取り止め
50 HK0200	安里配水池水位調整弁分解 整備	安里 地内	90日	水道施設	水位調整弁分解 整備(φ600mm)	指名競争	第三四半期	工事名及び 場所の変更
51 HK0300	石嶺ポンプ場・真地配水池蓄 電池及び触媒交換	石嶺 地内・隣名 地内	90日	電気	発電機用燃料・ 制御用蓄電池、 直流電源盤解体 検査	指名競争	第二四半期	工事概要の 変更
52 KK2000	1 7 工区古波蔵地内公共下 水道工事に伴う配水管復旧工事	古波蔵 地内	100日	水道施設	φ100 L=10.0m / φ150 L=5.0m / φ200 L=5.0m / 鋼大栓1基	指名競争	第三四半期	新規発注
53 KK2117	1 7 工区古波蔵地内公共下 水道工事に伴う給水管切替工事	古波蔵 地内	100日	管工事	φ13～16件 / φ 20～1件	随意契約	第三四半期	新規発注
54 KK2200	1 4 工区首里山川地内公共下 水道工事に伴う配水管復旧工 事	首里山 川地内	110日	水道施設	φ100 L=163.0m	指名競争	第三四半期	新規発注
55 KK2314	1 4 工区首里山川地内公共下 水道工事に伴う給水管切替工 事	首里山 川地内	110日	管工事	φ13～16件 / φ 20～4件 / φ25 ～2件	随意契約	第三四半期	新規発注
56 KK2400	1 8 工区宇栄原地内公共下 水道工事に伴う配水管復旧工事	宇栄原 地内	100日	水道施設	φ100 L=215.0m / 鋼大栓1基	指名競争	第三四半期	新規発注

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
57	KS2518 18工区半楽原地内公共下水道 工事に伴う給水管切替工事	半楽原 地内	100日	管工事	φ110～φ150 / φ 200～φ250 / φ300 ～φ350	随意契約	第三四半期	新規発注
58	MI0100 豊見城ポンプ場及び配水池設 備更新工事設計業務委託	豊見城 地区	154日	業務委託	電気・機械設計業 務一式	指名競争	第二四半期	業務名及び 入札時期変 更
59	MI0300 小禄会城地内配水幹線布設工 事設計業務委託	小禄 地区	146日	業務委託	配水管路設計業 務一式	指名競争	第二四半期	入札時期変 更
60	MI0400 前田調整池系統第2次配水幹 線布設工事設計業務委託	首里 地区	87日	業務委託	配水管路設計業 務一式	指名競争	第二四半期	入札時期変 更
61	MI0700 那覇市上下水道局新庁舎サイ ン設置設計業務委託	真和志 地区	90日	業務委託	施設案内の為の サイン類の設計業 務一式	指名競争	第一四半期	EO0100へ変 更
62	MS0300 前田調整池系統第1次配水幹 線布設工事 (その2)	首里 地区	126日	水道施設	φ100～φ450 L=458.6m 仕～4基 空～2 基 附～2基	指名競争	第二四半期	工事概要変 更
63	MS0400 首里大中・赤田・小禄地内配 水管布設替工事	首里・小禄 地区	121日	水道施設	φ100 L=273.0m 仕～3基 附～2 基	指名競争	第二四半期	工事名及び 工事概要変 更
64	MS0500 真和志中央線・寒川町・鎌名 地内配水管布設工事	真和志・首里 地区	182日	水道施設	φ100～φ200 L=586.4m 仕～7基 空～ 1基 附～4基	指名競争	第二四半期	工事名、工 事概要及 び入札時期 変更
65	MS0600 松川・繁多川・国場・与儀地 内配水管布設替工事	真和志 地区	186日	水道施設	φ100～φ150 L=1,199.8m 仕～16基 空～ 1基 附～7基	指名競争	第二四半期	工事概要及 び入札時期 変更
66	MS0700 樋川・豊盛・安里・久茂地・ 牧志地内配水管布設替工事	那覇 南部・ 真和志 地区	175日	水道施設	φ100～φ200 L=601.1m 仕～7基 附～ 4基	指名競争	第二四半期	工事概要及 び入札時期 変更
67	MS0800 安里・西・宇栄原・塩花地内 配水管布設替工事	那覇 北部・ 小禄 地区	148日	水道施設	φ100～φ250 L=1,004.7m 仕～8基 附～ 7基	制限付 一般 競争	第二四半期	工事概要及 び入札時期 変更
68	MS0900 県道(7号・62号)線配水 管布設替工事	小禄 地区	169日	水道施設	φ100～φ300 L=963.7m 仕～8基 空～ 1基 附～5基	指名競争	第二四半期	工事概要及 び入札時期 変更
69	MS1200 新都心牧志線配水管布設工事	真和志 地区	116日	水道施設	φ100～φ200 L=479.5m 仕～10基 空～ 4基	指名競争	第二四半期	工事概要変 更
70	MS1300 藤温橋配水管布設替工事	真和志 地区	100日	水道施設	φ100～φ250 L=50m	指名競争	第三四半期	10年度以降 発注予定
71	MS1400 久茂地地内配水幹線布設工 事	那覇南 部地区	126日	水道施設	φ150～φ400 L=452.7m 仕～2基 附～ 1基	制限付 一般 競争	第三四半期	工事概要及 び入札時期 変更
72	MS1800 那覇市上下水道局新庁舎サイ ン設置工事	真和志 地区	120日	施設	施設案内の為の サイン類の設置 工事	指名競争	第二四半期	EO0100へ変 更
73	MS2000 久米・東町地内配水幹線布設 工事 (その1)	那覇北 部地区	113日	水道施設	φ200～φ400 L=528.5m 仕～3基 附～ 1基	指名競争	第三四半期	工事概要及 び入札時期 変更 附2100～分 隔
74	MS2100 久米・東町地内配水幹線布設 工事 (その2)	那覇北 部地区	118日	水道施設	φ400 L=280.2m 仕～2基 附～ 1基	指名競争	第二四半期	附2000から 分離
75	MS2200 那覇市上下水道局庁舎新築工 事 (外構)	真和志 地区	240日	土木	建物周辺及び敷 地周りの外構工 事	指名競争	第二四半期	新規発注

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
76 MK2300	那覇市上下水道局新庁舎駐車 場整備工事 (電気)	真和志 地区	220日	電気	駐車場の外灯設 置工事	指名競争	第三四半期	新規発注
77 MK2400	那覇市上下水道局庁舎新築工 事 (植栽)	真和志 地区	150日	土木	敷地内の植栽工 事	指名競争	第三四半期	新規発注

- 備 考 1 この表は、見通しの結果、公表の日時点において追加、中止又は変更になるものである。
- 2 1にかかわらず、この表中の白抜きの欄については、2006年10月1日時点において発注済み、発注
予定のものである。
- 3 この表の各事項は、見通しであり変更されることがある。
- 4 種別コードは主管課と工事及び業務委託発注番号を表す。
- 5 コード左先の E、G、H、K及びMは企画経営課、下水道課、配水課、管理課及び工務課を、左か
ら2文字目のK及びIは工事及び業務委託を表す。

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第2号
平成18年10月10日
掲 示 済

那覇市文化財の指定について

那覇市文化財保護条例(昭和48年条例第24号)第31条第1項の規定により、
那覇市指定史跡・名勝を次のとおり指定する。

那覇市教育委員会
教育委員長 仲村 良雄

- 種 目：史跡・名勝
- 指定名称：波上(ナンミン)
- 地 番：那覇市若狭1丁目26番3
- 地 目：境内地
- 地 積：5227㎡
- 所 有 者：宗教法人 波上宮(那覇市若狭1丁目25番11号)

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第25号

平成18年10月23日

掲 示 済

平成19年度検察審査員候補者及び予定者を選定するくじを行う日時、場所及びくじの方法について

検察審査会法(昭和23年法律第147号)第10条第3項及び検察審査会法施行令(昭和23年政令第354号)第5条の規定による平成19年度検察審査員候補者及び予定者を選定する「くじ」に関して、次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

1 くじを行うべき日時

(1) 予定者 平成18年10月27日 午後2時

(2) 充足者 平成18年12月 5日 午後2時

(3) 候補者 平成18年12月20日 午後2時

2 くじを行うべき場所

那覇市銘苅2丁目3番1号 那覇市新都心銘苅庁舎2階

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会

3 くじの方法

検察審査員候補者選定規程(平成13年10月2日那覇市選挙管理委員会告示第2号)の定めるところによる。

那覇市選挙管理委員会告示第26号

平成18年11月1日

那覇市選挙人名簿の閲覧に関する事務執行規程を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

那覇市選挙人名簿の閲覧に関する事務執行規程

(趣旨)

第1条 この告示は、那覇市選挙人名簿(以下「選挙人名簿」という。)の閲覧に関し、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(選挙人名簿の抄本の保管管理)

第2条 閲覧に供する選挙人名簿は、抄本とする。

2 選挙人名簿の抄本は、その保管場所を特定しておき、みだりにその場所以外に持ち出し、又は貸し出さないものとする。

(閲覧の制限等)

第3条 那覇市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、法第28条の2第3項及び第28条の3第3項に規定するもののほか、次に掲げる場合には、選挙人名簿の閲覧を制限し、又は期日を変更することができる。

(1) 執務に支障があると認められるとき。

(2) 多数の者から一時に選挙人名簿の閲覧の申出があり、その使用が競合すると考えられるとき。

2 選挙人名簿の閲覧については、一の申出につき、閲覧者は3人まで、閲覧の期間は2日間までとする。

(申出書の様式)

第4条 規則第3条の2第2項に規定する申出書は、第1号様式のとおりとし、規則第3条の3第2項に規定する申出書は、第2号様式のとおりとする。

(閲覧の方法)

第5条 選挙人名簿は、委員会の職員につき定められている執務時間内に、委員会が指定した場所で閲覧させるものとする。

2 選挙人名簿の閲覧者がその内容を他に写す方法は、筆記に限るものとする。

(閲覧資料の没収)

第6条 委員会は、申出者等が法及び規則又はこの告示に違反した場合は、法第28条の4第1項から第5項に規定するもののほか、閲覧して得た資料及び閲覧によって作成した資料のすべてを没収するものとする。

(公表の時期及び場所等)

第7条 法第28条の4第7項の規定による公表は、第3号様式により毎年1月に新都心銘苅庁舎の掲示場に掲示して行うものとする。

付 則

1 この告示は、平成18年11月1日から施行する。

2 那覇市選挙人名簿の閲覧に関する事務処理要綱(昭和62年8月1日選挙管理委員会決定)は、廃止する。

第1号様式 その(1)

選挙人名簿抄本閲覧申出書(登録の確認)

年 月 日

那覇市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名 (印)

住所

(電話番号)

下記のとおり、5に記載する者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者	(閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、〔本人〕〔同居の者〕〔その他〕の別を記載すること。)
備 考	

備考 規則第3条の2第4項に規定する書類を提示すること。

上記のとおり閲覧を許可する。	局	主	主	担
平成 年 月 日	長	幹	査	当

第1号様式 その(2)

選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年 月 日

那覇市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名 (印)

住所

(電話番号)

〔申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。〕

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動(選挙運動を含む。)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者の範囲	
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。)
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を ☐ する ☐ しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を ☐ する ☐ しない
備 考	(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)

備考

- 1 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その(3)」及び「その(4)」の様式に準ずるものとする。
- 2 規則第3条の2第4項に規定する書類を提示すること。

上記のとおり閲覧を許可する。	局 長	主 幹	主 査	担 当
平成 年 月 日				

第1号様式 その(3)

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

那覇市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名 (印)

住所

(電話番号)

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第4項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏 名	住 所

第1号様式 その(4)

承認法人に関する申出書

年 月 日

那覇市選挙管理委員会委員長 殿

申出者

政党その他の政治団体の名称

代表者の氏名

(印)

主たる事務所の所在地

(電話番号)

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し上げます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。)
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
7 閲覧者に関する事項	(法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。)

第2号様式 その(1)

選挙人名簿抄本閲覧申出書(調査研究)

年 月 日

那覇市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名 (印)

住所
(電話番号)

申出者が国等の機関である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治・選挙に関する(統計調査、世論調査、学術研究)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。)
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者の範囲	
6 調査研究の責任者の住所及び氏名	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。)
7 調査研究の成果の取扱い	(公表の時期、方法等について具体的に記載すること。)
8 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。)
9 法人閲覧事項取扱者の範囲	(申出者が法人である場合に記載すること。)
10 個人閲覧事項取扱者の指定	(申出者が個人である場合に記載すること。) 別添申出書のとおり、法第28条の3第5項の規定による申出を ☐ する ☐ しない
11 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	(委託者が国又は地方公共団体の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。)
備 考	(添付書類について記載すること。)

備考

1 上記の欄中10の別添申出書の様式は、「その(2)」の様式に準ずるものとする。

2 規則第3条の3第4項に規定する書類を提示すること。

上記のとおり閲覧を許可する。 平成 年 月 日	局長		主幹		主査		担当	
----------------------------	----	--	----	--	----	--	----	--

第2号様式 その(2)

個人閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

那覇市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名

(印)

住所
(電話番号)

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の3第5項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏 名	住 所

第3号様式

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 号

平 成 年 月 日

選挙人名簿の閲覧状況について

平成 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの選挙人名簿の抄本の閲覧状況は、次のとおりである。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会

委員長

閲覧申出者の氏名 (法人の場合名称及び代 表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地

正 誤

○那覇市公報第 1436 号の正誤

2006年6月15日付け那覇市公報第1436号の上下水道局規程第7号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂 正 箇 所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
327	上から12行目	第39条	第39条の3